

## 第 5 次八幡市総合計画後期基本計画の策定について

### 1 第 5 次八幡市総合計画の概要

総合計画は、市政の「総合的かつ計画的な運営を図るためのまちづくりの指針」として位置付け、基本構想、基本計画及び実施計画により構成しています。

基本構想は、本市の将来都市像やその実現に向けたまちづくりの基本目標等を示しており、基本計画は、基本構想を実現するための施策を総合的かつ体系的に示す市政の基本的な計画です。なお、基本計画は、中間見直しを実施することとしており、今年度中間見直しを踏まえた令和 5 年度からの後期基本計画を策定することとしています。

### 2 計画期間

- (1) 基本構想 平成 30 年度から令和 9 年度（10 年間）
- (2) 前期基本計画 平成 30 年度から令和 4 年度（5 年間）  
後期基本計画 令和 5 年度から令和 9 年度（5 年間）

### 3 策定体制

#### (1) 庁内組織

##### 八幡市総合計画策定委員会

- 目 的 総合計画策定の総合調整を行う。
- 構 成 委員長：副市長、委 員：各部長
- 設置根拠 八幡市総合計画に関する要領

##### 八幡市総合計画策定幹事会

- 目 的 委員会を補助し、各課等の意見を反映する。
- 構 成 各部から 1 名
- 設置根拠 八幡市総合計画に関する要領

#### (2) 外部組織

##### 八幡市総合計画検討懇談会

- 目 的 計画の見直し、進捗状況の点検管理及びその推進に関する意見交換を行い必要な助言等を行う。
- 構 成 10 名
- 設置根拠 八幡市総合計画検討懇談会設置要領